

介護用品支給事業の概要

【趣旨】

在宅で常時紙おむつ及び尿取りパットを利用している要介護状態の高齢者を介護している家族に対し、紙おむつ等の現物を支給し経済的負担を軽減する事業です。

【対象者】

常時紙おむつ等を利用している、要介護度4または5の在宅の高齢者を介護している家族で本人及び同居家族等の全員が非課税世帯の方に紙おむつを配達します。

※受給した後、高齢者が入院した場合90日間は給付を継続してください。

入院期間が90日を超えた場合は、廃止となります。

※1ヶ月に20日以上短期施設入所者は在宅とみなされず、対象外となります。

【業務内容】

① 配達の際に要介護高齢者が在宅かどうかの確認を行ってください。

また、本人が入院している場合は市の担当者への報告が必要になります。(※毎月、配達状況報告書の提出があります。)

本人が入院し、連続して90日間はサービスの対象者ですが、それを超えた翌月から停止処理(さらに90日を超えて入院した場合廃止)となるので市への報告が必要となります。

また同居家族等へ停止、さらに90日を超えて入院している場合、廃止となる旨を伝えてください。

② 配達の際に、要介護高齢者の介護度についても確認してください(報告書に記載)。介護度が3以下に変更があった場合、事業廃止となるので、同居家族等へ廃止となる旨を伝えてください。

③ 介護者が介護用品の使用方法について尋ねた場合は、適切に助言指導を行ってください。

④ 毎月10日までに別表の配達状況報告書を提出し、配達の内容や在宅状況についての報告をしてください。

【配達開始までの流れ】

市民から利用の申し込み → 地域包括支援センターによる実態調査及び代行申込 → 那覇市サービス利用調整会議(毎週木曜日) → 受給者決定 → 納入業者へ配達の手配と なっています。

問い合わせ先

那覇市役所 ちゃーがんじゅう課

在宅福祉グループ 862-9010(直通)

担当:金城邦彦